

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
日曜日に  
おき、翌  
日)

## 目次

### ◇告示 字の区域の変更等(地方課)

- 保険医療機関等の指定(保険課)
- 被爆者一般疾病医療機関の指定(健康対策課)
- 土地改良事業の認可申請の適否の決定(農村整備課)
- 土地改良法による換地処分(〃)
- 保安林の指定の解除予定(四件)(造林課)
- 開発行為に関する工事の完了(都市計画課)

## 告示

### 鳥取県告示第千百九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、江府町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の

届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による美用地区美用工区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十三年十一月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域(昭和六十年十月二十八日現在の地番による。)
大字美用字田尻 リ二	大字美用字田尻リ二のうち七五二の一、七五二の二以外の 区域
大字美用字田尻	大字美用字田尻のうち七二〇の一部及びこれと一体をな す国有地以外の区域 大字美用字小原下タ屋敷七〇一の一部 大字美用字田尻リ二 七五二の一、七五二の二
大字美用字小原 下タ屋敷	大字美用字小原下タ屋敷のうち六九七から七〇一まで、七 〇三の一及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに六九 二と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字美用字小原 上ミ田	大字美用字小原上ミ田のうち六六五の一部、六六七の一部、 六七八の一部、六八七から六八九までの一部及び六六五と 一体をなす国有地の一部以外の区域 大字美用字ウツボ瀧六六四の二 大字美用字小原下タ屋敷六九七から七〇〇まで、七〇一の

<p>大字美用字上小 路ノ上</p>	<p>一部、七〇三の一及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに六九二と一体をなす国有地の一部 大字美用字田尻リ七二〇の一部及びこれと一体をなす国有地 大字美用字坂ノ上九二五、九二七、九二八、九三一と一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字美用字上小 路ノ上</p>	<p>大字美用字上小路ノ上の全域 大字美用字ウツボ瀧六六〇の二の一部、六六三 大字美用字小原上ミ田六六五の一部、六六七の一部、六七八の一部、六八七から六八九までの一部並びに六六五と一体をなす国有地の一部 大字美用字小林ノ一 八七七の二、八七七の四三、八七八、八七九の二、八八〇の二から八八〇の四まで及びこれらと一体をなす国有地 大字美用字林ノ元の全域 大字美用字坂ノ上九二二、九二三、九二四の一、九二四の二、九二五から九三八まで、九三九から九四一までの一部、九四二の二の一部、九四三、九四九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字美用字櫻五輪九六四の一部、九六五の一部、九六七の一部、九七三から九七五までの一部、九八四の二の一部</p>	<p>大字美用字小林 ノ一</p>	<p>大字美用字小林ノ一のうち八七七の二、八七七の四三、八七八、八七九の二、八八〇の二から八八〇の四まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字美用字櫻五輪のうち九六四の一部、九六五の一部、九六七の一部、九七三から九七五までの一部、九八四の二の一部以外の区域 大字美用字坂ノ上九四二の二の一部、九四二の二の一部、九四四の一部、九四五、九四六の一部、九五七の一部、九五八及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字美用字小林</p>	<p>大字美用字小林一〇〇三の二の一部、一〇〇四、一〇〇五、一〇〇五第一の一部、一〇〇五第二、一〇〇五の三、一〇〇五の四の一部、一〇三五の一部、一〇三六から一〇三八まで、一〇三九の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字美用字壁尻一〇四〇の一部、一〇四一の一部</p>	<p>大字美用字中島</p>	<p>大字美用字中島一七三の四、一一七四の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字美用字下貝 市道下タ</p>	<p>大字美用字下貝市道下タのうち一〇七五の一部、一〇七六の一部、一〇七七、一〇七八、一〇七九の一部、一〇八〇の一部、一〇八五の二、一〇八五の四、一〇八五の五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字美用字坂ノ 上</p>	<p>大字美用字坂ノ上九三九から九四一までの一部、九四二の二の一部、九四二の二の一部、九四四の一部、九四六の一部、九四七、九四八の一部、九四九の二の一部、九五三の一部、九五五、九五六、九五七の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>				

<p>大字美用字ウツボ瀧</p>	<p>大字美用字壁尻一〇四一から一〇四三までの一部、一〇四五、一〇四七の一部、一〇四九、一〇五〇、一〇五一の一部、一〇五二の一部、一〇五三の一部、一〇五四及びこれらと一体をなす国有地          大字美用字下貝市道下タ一〇七六から一〇八〇までの一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字美用字無用後原</p>	<p>大字美用字無用後原のうち一〇六七の一部、一〇六八の一部、一〇六九の一部、一〇七三、一〇七四の一、一〇七四の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域          大字美用字ウツボ瀧六六〇の二の一部、六六〇の三          大字美用字坂ノ上九四〇の一部、九四八の一部、九四九の一部、九四九の二の一部、九五〇から九五二まで、九五三の一部、九五四及びこれらと一体をなす国有地の一部          大字美用字壁尻一〇五二の一部、一〇五三の一部          大字美用字下貝市道下タ一〇七七の一部、一〇七八の一部          大字美用字烏ヶウ称一四一八の二の一部</p>
<p>大字美用字鳥ヶウ称</p>	<p>大字美用字鳥ヶウ称のうち一四一八の二及びこれと一体をなす国有地並びに一四一八の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字美用字下妙見ノ二</p>	<p>大字美用字下妙見ノ二のうち一四〇九の二から一四〇九の四まで以外の区域</p>
<p>大字美用字道ヨリ上後原</p>	<p>大字美用字道ヨリ上後原の全域          大字美用字無用後原一〇六七の一部、一〇六八の一部、一〇六九の二の一部、一〇七三、一〇七四の一、一〇七</p>
<p>大字美用字下タ妙見ノ一</p>	<p>四の二及びこれらと一体をなす国有地          大字美用字下貝市道下タ一〇七五から一〇七七までの一部及びこれらと一体をなす国有地          大字美用字下妙見ノ二 一四〇九の二から一四〇九の四まで          大字美用字鳥ヶウ称一四一八の二の一部及びこれと一体をなす国有地並びに一四一八の一と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字美用字ヲソ欠市</p>	<p>大字美用字ヲソ欠市の全域          大字美用字下タ妙見ノ一 一四六二の三</p>
<p>大字美用字向田</p>	<p>大字美用字向田のうち一五四二の二、一五四四の二、一五四九、一五五〇、一五五一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字美用字屋敷</p>	<p>大字美用字屋敷のうち一六二三の二の一部、一六二五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字美用字飛渡リ</p>	<p>大字美用字飛渡リのうち一六六二の一の一部、一六六二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一六六〇、一六六一の一と一体をなす国有地の一部以外の区域          大字美用字向田一五四二の二、一五四四の二、一五四九、一五五〇、一五五一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地          大字美用字屋敷一六二三の二の一部、一六二五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地          大字美用字宮原一六六八と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字美用字ホウノ木谷</p>	<p>大字美用字ホウノ木谷のうち一六六五の二以外の区域</p>

大字美用字見結	大字美用字見結のうち一六八四の三、一六八五の二、一六八五の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字美用字見結	大字美用字見結のうち一六六八と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字義用字飛渡り一六六二の二の一部、一六六二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一六六〇、一六六一の一と一体をなす国有地の一部 大字美用字ホウノ木谷一六六五の二 大字美用字見結一六八四の三、一六八五の二、一六八五の三及びこれらと一体をなす国有地

廃止する字の名	大字美用字林ノ元、大字美用字壁尻
---------	------------------

鳥取県告示第千百十号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和六十三年十一月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人明和会 渡辺病院	鳥取市東町三丁目三〇七	昭和六十三年十月一日
木村内科医院	米子市天神町二丁目三五	"
音田内科	倉吉市東町四三五	"
岡本小児科医院	倉吉市昭和町一丁目六一	"
福井医院	東伯郡東伯町大字劔一六〇一 二	"
佐伯医院	日野郡日野町黒坂一四四一 二	昭和六十三年十月八日
山口齒科医院	米子市錦町三丁目九〇一八	昭和六十三年十月一日
今井齒科医院	米子市上後藤五九一二七	"
倉恒薬局	鳥取市相生町四丁目四一六	"
鳥取駅コクミン 薬局	鳥取市東品治町一一一一	"
武本薬局	倉吉市西倉吉町三二一四	"
フジモト調剤薬 局	鳥取市天神町三一一一	昭和六十三年十月十三日

鳥取県告示第千百十一号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）

第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和六十三年十一月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
たなか小児科医 院	鳥取市興南町七六	昭和六十三年十月五日

鳥取県告示第千百十二号

北条町が行う土地改良事業（団体営農道整備事業鎌谷地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年十一月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年十一月二十六日から二十七日間

三 縦覧に供する場所

北条町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千百十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、江府町が行う土地改良事業に係る美用地区美用工区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十三年十一月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第千百十四号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十三年十一月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

倉吉市椋波字目倉五九〇の三

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第千百十五号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す  
る。

昭和六十三年十一月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡河原町大字佐貫字西山二〇一〇の三七、二〇一〇の三九、二〇

一〇の四一

二 保安林として指定された目的

三 土砂の流出の防備  
解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第千百十六号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す  
る。

昭和六十三年十一月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

気高郡青谷町大字桑原字境口八〇四の四六、八〇四の四八、八〇四の  
四九

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第千百十七号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十三年十一月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字福吉字足本谷三三八の三・三二三の二・三二三の

三・三二四の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第千百十八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十三年十一月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十三年八月八日 鳥取県指令受都計三―二第十五号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市野坂字背戸田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市野坂二四二

西村伸広